

新旧対照表

新	旧
高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付要綱	高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付要綱
第1条～第12条 略	第1条～第12条 略
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年4月22日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>11</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第8条第3項、第9条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年6月9日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年3月17日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月3日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年3月19日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年3月23日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年4月15日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年3月23日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和7年3月24日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年4月22日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>8</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第8条第3項、第9条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年6月9日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年3月17日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月3日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年3月19日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年3月23日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年4月15日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年3月23日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和7年3月24日から施行する。</p> <p><u>(新規)</u></p>

別表第1（第3条関係）

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助事業者	補助率	事業主体
林業労働安全衛生対策事業	振動病一次健診受診促進事業	一人親方等が受診する振動病一次健診の実施に要する経費	林材業労働災害防止協会高知県支部	2分の1以内	
	振動病二次健診受診促進事業	(1) 振動病二次健診の受診料（二次健診の対象者は、一次健診で医師に要再検査の診断を受けた者とする。）		2分の1以内	
				定額	
		(2) 振動病二次健診実施における医療機関との日程調整、健診の案内等に要する経費			

別表第1（第3条関係）

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助事業者	補助率	事業主体
林業労働安全衛生対策事業	振動病一次健診受診促進事業	一人親方等が受診する振動病一次健診の実施に要する経費	林材業労働災害防止協会高知県支部	2分の1以内	
	振動病二次健診受診促進事業	(1) 振動病二次健診の受診料（二次健診の対象者は、一次健診で医師に要再検査の診断を受けた者とする。）		2分の1以内	
				定額	
		(2) 振動病二次健診実施における医療機関との日程調整、健診の案内等に要する経費			

新					旧						
安 全 備 導 入 促 進 事 業	(1) 安全防具の導入	次に掲げる安全防具の購入費について補助する経費 (1) 切断事故防止ズボン (2) チャップス (ひざあて) (3) ジャケット等防護衣 (4) 切断事故防止ブーツ (5) 切断事故防止 <u>又は防振・減振手袋</u> (6) 顔面、耳保護具 <u>等</u>	林材業労働災害防止協会高知県支部	2分の1以内 (1事業主体の補助金の限度額を30万円とし、自動注射器購入費の上限を1個当たり1万円とする。)	林業事業体 (労働環境改善計画認定事業体又は認定を受けようとする事業体であり、55歳以下の新規就労者(補助事業年度の前年度終了日(3月31日時点)において林業就業3年以内の者)を雇用した林業事業体とする。)	安 全 備 導 入 促 進 事 業	(1) 安全防具の導入	次に掲げる安全防具の購入費について補助する経費 (1) 切断事故防止ズボン (2) チャップス (ひざあて) (3) ジャケット等防護衣 (4) 切断事故防止ブーツ (5) 切断事故防止手袋 (6) 顔面、耳保護具等	林材業労働災害防止協会高知県支部	2分の1以内 (1事業主体の補助金の限度額を30万円とし、自動注射器購入費の上限を1個当たり1万円とする。)	林業事業体 (労働環境改善計画認定事業体又は認定を受けようとする事業体であり、55歳以下の新規就労者(補助事業年度の前年度終了日(3月31日時点)において林業就業3年以内の者)を雇用した林業事業体とする。)
	(2) 蜂刺され対策等	次に掲げる自動注射器導入費用のうち医療機関に支払う経費について補助する経費 (1) 蜂アレルギー血液検査 (2) 処方登録受託医師診察料及び自己注射管理指導料 (3) 自動注射器購入費 <u>(削除)</u> 次に掲げる用具の購入費について補助する経費 (1) 毒液吸い出し救急用具 <u>(削除)</u> (2) スズメバチ忌避剤				(2) 蜂刺され対策等	次に掲げる自動注射器導入費用のうち医療機関に支払う経費について補助する経費 (1) 蜂アレルギー血液検査 (2) 処方登録受託医師診察料及び自己注射管理指導料 (3) 自動注射器購入費 <u>等</u> 次に掲げる用具の購入費について補助する経費 (1) 毒液吸い出し救急用具 <u>等</u> (2) スズメバチ忌避剤				
	(3) 熱中症対策	<u>次に掲げる熱中症対策品の購入費について補助する経費</u> <u>(1) 換気機能付作業服</u> <u>(2) 水冷服</u> <u>(3) ペルチェベスト</u> <u>(4) 現場用日よけテント</u> <u>(5) スポットクーラー</u> <u>(6) 熱中症指数測定器 等</u>				(3) 熱中症対策	<u>換気機能付作業服の購入費について補助する経費</u>				
	(4) 可搬式林業機械電動化	バッテリー式チェーンソー又はバッテリー式刈払機の購入費について補助する経費 (バッテリー又は充電器の単独購入は対象外とする。)		2分の1以内 (上限金額) チェーンソー：7万円 刈払機：8万円		(4) 可搬式林業機械電動化	バッテリー式チェーンソー又はバッテリー式刈払機の購入費について補助する経費 ( <u>チェーンソー又は刈払機本体、バッテリー及び充電器とを合わせて購入すること。</u> バッテリー又は充電器の単独購入は対象外とする。)		2分の1以内 (上限金額) チェーンソー：7万円 刈払機：8万円		
	(5) 軽量可搬式林業機械の導入	軽量(4.0kg以下)のチェーンソーの購入費について補助する経費		2分の1以内 (上限金額) 7万円		(5) 軽量可搬式林業機械の導入	軽量(4.0kg以下)のチェーンソーの購入費について補助する経費		2分の1以内 (上限金額) 7万円		
	(6) 救急用品整備	現場携帯用のAEDの購入費について補助する経費		2分の1以内 (上限金額) 13万円		(6) 救急用品整備	現場携帯用のAEDの購入費について補助する経費		2分の1以内 (上限金額) 13万円		
	(7) 附帯事務費	賃金、旅費、役務費及び需用費 <u>等</u>	林材業労働災害防止協会高知県支部	定額		(7) 附帯事務費	賃金、旅費、役務費及び需用費等	林材業労働災害防止協会高知県支部	定額		

新					旧						
架線作業主任者研修事業	架線作業主任者研修事業	講師補助員賃金、資料整理賃金及び共済費、講師謝金、講師旅費、研修資料代、消耗品費、燃料費、機械借上げ料、印刷製本費及び通信運搬費等	林材業労働災害防止協会高知県支部	定額		架線作業主任者研修事業	架線作業主任者研修事業	講師補助員賃金、資料整理賃金及び共済費、講師謝金、講師旅費、研修資料代、消耗品費、燃料費、機械借上げ料、印刷製本費及び通信運搬費等	林材業労働災害防止協会高知県支部	定額	
伐木安全作業技術研修事業	伐木安全作業技術研修事業	講師補助員賃金、資料整理賃金及び共済費、講師謝金、講師旅費、研修資料代、消耗品費、燃料費、機械借上げ料、印刷製本費及び通信運搬費等		定額		伐木安全作業技術研修事業	伐木安全作業技術研修事業	講師補助員賃金、資料整理賃金及び共済費、講師謝金、講師旅費、研修資料代、消耗品費、燃料費、機械借上げ料、印刷製本費及び通信運搬費等		定額	
労働安全衛生マネジメントシステム普及啓発支援事業	(1) 労働安全衛生マネジメントシステムに即した労働安全衛生活動の普及啓発等に係る説明会	賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等	林材業労働災害防止協会高知県支部	定額		労働安全衛生マネジメントシステム普及啓発支援事業	(1) 労働安全衛生マネジメントシステムに即した労働安全衛生活動の普及啓発等に係る説明会	賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等	林材業労働災害防止協会高知県支部	定額	
	(2) 安全衛生計画の作成指導	賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等		定額			(2) 安全衛生計画の作成指導	賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等		定額	

備考 略

別表第2 (第5条関係) 略

備考 略

別表第2 (第5条関係) 略

新	旧
<p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (生年月日)</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付申請書</p> <p>高知県補助金等交付規則第3条及び高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記の関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の目的</li> <li>2 事業計画書（別紙1のとおり）</li> <li>3 事業収支予算書（別紙2のとおり）</li> <li>4 事業着手予定年月日 令和 年 月 日</li> <li>5 事業完了予定年月日 令和 年 月 日</li> <li>6 添付書類 県税の滞納がないことを証する証明書。（県税の納税義務がない者にあつてはその旨の申立書。）又は、県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">           ※1:税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」の第4号様式            ※2:補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等            (注)マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不可）してください。         </div> </li> </ol>	<p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (生年月日)</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付申請書</p> <p>高知県補助金等交付規則第3条及び高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記の関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の目的</li> <li>2 事業計画書（別紙1のとおり）</li> <li>3 事業収支予算書（別紙2のとおり）</li> <li>4 事業着手予定年月日 令和 年 月 日</li> <li>5 事業完了予定年月日 令和 年 月 日</li> <li>6 添付書類 県税の滞納がないことを証する証明書。（県税の納税義務がない者にあつてはその旨の申立書。）又は、県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">           ※1:税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」の第4号様式            ※2:補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、<u>健康保険証</u>の写し等            (注)マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不可）  <u>健康保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等</u>してください。         </div> </li> </ol>

新

別紙1のIの1から別紙1のIIの1 略

別紙1のIIの2

事業主体名	事業内容	数量	総事業費 (A)+(B)+ (C)	補助対象 経費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の 経費 (C)	備考
					県補助金 (A)	その他 (B)		
小計								
小計								
小計								
合計 (事業体 数： )								

- 注) 1 事業内容には「切断事故防止ズボン」、「チャップス(ひざあて)」、「ジャケット等防護衣」、「切断事故防止ブーツ」、「切断事故防止又は防振・減振手袋」及び「顔面、耳保護具」を記入し、その他のものを購入する場合は、導入する防具名を記入のうえ、事業主体ごとに小計をあげてください。
- 2 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。
- 3 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

旧

別紙1のIの1から別紙1のIIの1 略

別紙1のIIの2

事業主体名	事業内容	数量	総事業費 (A)+(B)+ (C)	補助対象 経費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の 経費 (C)	備考
					県補助金 (A)	その他 (B)		
小計								
小計								
小計								
合計 (事業体 数： )								

- 注) 1 事業内容は「切断事故防止ズボン」、「チャップス(ひざあて)」、「ジャケット等防護衣」、「切断事故防止ブーツ」、「切断事故防止手袋」及び「顔面、耳保護具」を、その他は導入防具名を記入し、事業主体ごとに小計をあげてください。
- 2 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。
- 3 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

新

別紙1のIIの3

事業主体名	事業内容	数量	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象 経費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の 経費 (C)	備考
					県補助金 (A)	その他 (B)		
小計								
小計								
小計								
合計 (事業体 数: )								

- (注) 1 事業内容には、「検診」（「蜂アレルギー血液検査」又は「処方登録受託医師診察料及び自己注射管理指導料」）、「自動注射器」（「自動注射器購入費」）、「毒液吸い出し救急用具」又は「スズメバチ忌避剤」を記入し、事業主体ごとに小計をあげてください。
- 2 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。
- 3 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

旧

別紙1のIIの3

事業主体名	事業内容	数量	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象 経費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の 経費 (C)	備考
					県補助金 (A)	その他 (B)		
小計								
小計								
小計								
合計 (事業体 数: )								

- (注) 1 事業内容は、「検診」（「蜂アレルギー血液検査」又は「処方登録受託医師診察料及び自己注射管理指導料」）、「自動注射器」（「自動注射器購入費」）、「毒液吸い出し救急用具」又は「スズメバチ忌避剤」を記入し、事業主体ごとに小計をあげてください。
- 2 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。
- 3 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

新

旧

別紙1のIIの4

別紙1のIIの4

事業主体名	事業内容	数量	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象 経費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の 経費 (C)	備考
					県補助金 (A)	その他 (B)		
	(削除)							
	小計							
	小計							
	小計							
	合計 (事業体 数: )							

事業主体名	事業内容	数量	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象 経費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の 経費 (C)	備考
					県補助金 (A)	その他 (B)		
	換気機能 付 作業服							
	合計 (事業体 数: )							

- (注) 1 事業内容には「換気機能付作業服」と記入してください。  
 2 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。  
 3 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

- (注) 1 事業内容には「換気機能付作業服」、「水冷服」、「ペルチェベスト」、「現場用日よけテント」、「スポットクーラー」及び「熱中症指数測定器」を記入し、その他のものを導入する場合は、導入する熱中症対策品名を記入のうえ、事業主体ごとに小計をあげてください。  
 2 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。  
 3 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

新

旧

別紙1のIIの5

別紙1のIIの5

事業主体名	事業内容	数量	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象 経費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の 経費 (C)	備考
					県補助金 (A)	その他 (B)		
小計								
小計								
小計								
合計 (事業体 数: )								

事業主体名	事業内容	数量	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象 経費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の 経費 (C)	備考
					県補助金 (A)	その他 (B)		
合計 (事業体 数: )								

- (注) 1 事業内容には「バッテリー式チェーンソー」又は「バッテリー式刈払機」と記入してください。  
 2 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。  
 3 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

- (注) 1 事業内容には「バッテリー式チェーンソー」又は「バッテリー式刈払機」と記入し、事業主体ごとに小計をあげてください。  
 2 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。  
 3 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

別紙1のIIの6から別紙3 略

別紙1のIIの6から別紙3 略

第2号様式(第6条関係)から第5号様式(第8条関係) 略

第2号様式(第6条関係)から第5号様式(第8条関係) 略